

令和 3 年度

第9回 第一農地部会定例会議事録

令和3年12月27日（月）

直江津学びの交流館 2階 多目的ホール

令和3年度第9回第一農地部会定例会議事録

日 時 令和3年12月27日(月)午後2時

場 所 直江津学びの交流館 2階 多目的ホール

1 出席委員

(1) 農業委員

3番 佐藤 清繁	4番 吉村 清正	6番 古川 政繁
7番 篠宮 英樹	8番 竹内 浩行	11番 金子 昭榮
12番 上原 孝	13番 五十嵐 彰	14番 清水 強
15番 牧繪 雄一郎	16番 折笠 正勝	23番 久保埜 徳雄

(2) 農地利用最適化推進委員

森橋 孝一	加藤 俊彦	高島 信雄	倉石 洋一
藤井 敏行	笠原 行夫	平野 宏一	齊藤 啓治
小林 政秋	白滝 光彦	清水 増彦	小林 正義
綿貫 一成	高宮 文男	松本 香	

2 欠席委員

(1) 農業委員

なし

(2) 農地利用最適化推進委員

高島 真一 中嶋 栄司

3 職務のため出席した事務局職員

事務局	局長	坂井 晃
	次長	松縄 浩一
	係長	橋立 理
中郷区駐在室	主任	野坂 公子
板倉区駐在室	副主任	上原 敏明
清里区駐在室	副主任	近藤 宏一
名立区駐在室	主任	高橋 理彦

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

4番 吉村 清正 15番 牧繪 雄一郎

(2) 議事

審議内容

(合併前の上越市)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の取消について
- 議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第3号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について
- 議案第4号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第5号 農用地利用配分計画案に係る意見について

(中郷区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について

(板倉区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について
- 議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について

(清里区)

- 議案第1号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

(名立区)

- 議案第1号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

5 会 議

	<p>上越市農業委員会会議規則第 5 条の規定により竹内部会長が議長となり、議事進行を行う。</p>
議長	<p><資格審査></p> <p>はじめに本日の出席状況ですが、第一農地部会委員数 12 人、出席 12 人、欠席なしです。出席が過半数なので、上越市農業委員会会議規則第 7 条の規定により農地部会は成立します。</p> <p>農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第一農地部会推進委員数 17 人、出席 14 人、欠席 3 人です。</p>
議長	<p><議事録署名委員の指名></p> <p>次に、議事録署名委員ですが会議規則第 14 条の規定により、私から指名します。議席番号 4 番吉村清正委員、議席番号 15 番牧繪雄一郎委員の両名を指名します。</p> <p>次の「上越市農業委員会憲章」の唱和ですが、今回も引き続き、議事録署名委員が憲章を読み上げますので、他の皆さんは黙読をお願いします。</p> <p>それでは、議事録署名委員の読み上げをお願いします。</p> <p>(上越市農業委員会憲章の読み上げ)</p>
議長	<p>それでは、議案の審議に入ります。推進委員の皆さんには議決権はありませんが、意見、質問をすることができますので、積極的に意見等を述べていただきたいと思います。</p> <p>合併前上越市からです。</p> <p><報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」></p>
議長	<p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 160 番から 205 番までの 46 件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 160 番から 205 番までの 46 件の届出書を受理したので報告します。</p> <p>受理した 46 件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、「他者へ貸付予定」8 件、市の道路計画による「道路」6 件、「残地を他者へ貸付」2 件、「他者へ貸付」19 件、「地主耕作」4 件、「転用予定」1 件、圃場整備事業に伴う「不換地」1 件、「他者へ貸付予定、1 部道路」2 件、法人の解散に伴う「休耕」3 件です。</p> <p>関連議案は備考欄に記載のとおりです。</p> <p>以上です。</p>

議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
	<p>特に質問等がないので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、46件を承認します。</p>
	<p><報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」></p>
議長	<p>報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号12番の1件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>8頁、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号12番の1件の届出書を受理したので報告します。</p> <p>転用目的は、「一般個人住宅」です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないので、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」、1件を承認します。</p>
	<p><報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」></p>
議長	<p>報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号122番から132番までの11件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>9頁、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号122番から132番までの11件の届出書を受理したので報告します。</p> <p>転用目的は、「一般個人住宅」3件、「資材置場」1件、「駐車場」4件、「敷地拡張」2件、「宅地造成」1件の計11件です。</p> <p>番号125番は、全体の転用面積が1,000㎡を超えるため、11頁に位置図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないので、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、11件を承認します。</p>

議長	<p><議案第1号「上越市農用地利用集積計画の取消について」></p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の取消について」、番号3番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>12頁、議案第1号「上越市農用地利用集積計画の取消について」、番号3番の1件を説明します。</p> <p>この案件は、大字小猿屋新田地内の農地の所有権移転について、先月の農地部会で上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することが決定された案件です。</p> <p>当該案件について、換地処分の対象農地が含まれており、換地計画に支障が生じるため、申請人から取消の申請があったものです。</p> <p>なお、来月に換地処分の対象農地を除き、改めて所有権移転の案件を上程する予定です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の取消について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号について、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画取消しを市長に要請することに決定します。</p>
議長	<p><議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」></p> <p>議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号28番から32番までの5件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>13頁、議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号28番から32番までの5件です。</p> <p>番号28番は、大字三ツ橋新田地内の農地を取得し、「一般個人住宅」を建築するものです。14頁に位置図、15頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>申請者は、現在、市内のアパートに居住していますが、子供の成長に伴い、手狭となったため、申請農地を取得し、住宅を建築するものです。</p> <p>申請農地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため第1種</p>

農地となりますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、許可は可能となります。

工期は令和4年1月19日から令和4年5月31日までです。

土地利用計画は、住宅1棟及びカーポートで、所要面積は、申請面積282㎡、建築面積109.06㎡で建ぺい率は38.67%です。

都市計画法第29条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当と判断しました。

番号29番は、大字長浜地内の農地を取得し、「駐車場」を整備するものです。16頁に位置図、17頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。

申請者は、旅館を営んでいますが、来客用の駐車場が不足しているため、旅館に隣接している申請農地を取得し、駐車場として整備するものです。

申請農地は、周囲を住宅等に囲まれた広がりがない農地であるため、農地区分は第2種に該当し、転用可能です。

土地利用計画は、30台分の駐車スペースで、宿泊者及び海水浴客が利用することから、妥当と判断しました。

都市計画法第29条の開発許可申請が不要な案件です。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当と判断しました。

現状は、既に駐車場として利用されており、違反転用であったことから、申請人から「顛末書」を提出させています。

番号30番は、大字東中島地内の農地を取得し、「資材置場」として利用するものです。18頁に位置図、19頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。

申請者は、土木工事業を営んでいますが、事業拡大により、資材置場及び駐車場が不足しているため、現在の敷地に隣接している申請農地を取得し、不足の解消を図るものです。

申請農地は、周囲を住宅等に囲まれた広がりがない農地であるため、農地区分は第2種に該当し、転用可能です。

工期は令和4年1月10日から令和4年4月10日までです。

土地利用計画は、不足している資材を置くスペース及び5台分の駐車スペースで妥当と判断しました。

都市計画法第29条の開発許可申請が不要な案件です。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当と判断しました。

番号31番は、大字富岡地内の農地を取得し、「一般個人住宅」を建築するものです。20頁に位置図、21頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。

申請者は、現在、妻の実家に居住していますが、今後の生活のため、申請農地を取

	<p>得し、住宅を建築するものです。</p> <p>申請農地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため第1種農地となりますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、許可は可能となります。</p> <p>工期は許可日から令和4年8月30日までです。</p> <p>土地利用計画は、住宅1棟及びカーポートで、所要面積は、申請面積317㎡、実測面積318.44㎡、建築面積174.83㎡で建ぺい率は54.90%です。</p> <p>都市計画法第29条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当と判断しました。</p> <p>番号32番は、大字野尻地内の農地を取得し、「車庫兼物置」を設置するものです。22頁に位置図、23頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>申請者は、現在、市内で子供と同居していますが、住宅を子供に譲り、申請農地に隣接する空き家に居住することに伴い、申請農地を取得し、「車庫兼物置」を設置するものです。</p> <p>申請農地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため第1種農地となりますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、許可は可能となります。</p> <p>工期は許可日から令和4年1月31日までです。</p> <p>土地利用計画は、2台分のスペースがある車庫兼物置で、所要面積は、申請面積546㎡、既存の宅地91㎡、建築面積116.46㎡で建ぺい率は18.28%です。</p> <p>基準の22%を満たしませんが、分筆するも狭隘で利用価値の低い農地となることからやむを得ないと判断しました。</p> <p>都市計画法第29条の開発許可申請が不要な案件です。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当と判断しました。</p> <p>現状は、既に譲渡人が「車庫兼物置」を設置しており、違反転用であったことから、譲渡人から「顛末書」を提出させています。</p> <p>以上です。</p>
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
高島委員	番号29番について、申請農地の周辺では、現在、耕作が行われているのでしょうか。
(事務局) 橋立	以前は、農業が行われていましたが、国道8号線が開通した際に南北に分断され、休耕となっている場所が多いです。

議長	違反転用の案件がいくつかありますが、どのような経緯だったのでしょうか。
(事務局) 坂井局長	申請者ではなく、先代が違反転用したものです。
(事務局) 橋立	申請者や代理の行政書士には、申請の際に注意を行っています。
議長	<p>他に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p><議案第3号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」></p> <p>議案第3号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、「1 農業振興地域の農用地区域への編入」1番から3番までの3件、「2 農業振興地域の農用地区域からの除外」1番から6番の6件、「3 計画変更」1番から23番までの23件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>24頁、議案第3号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、「1 農業振興地域の農用地区域への編入」1番から3番までの3件、「2 農業振興地域の農用地区域からの除外」1番から6番の6件、「3 計画変更」で1番から23番までの23件です。</p> <p>最初に24頁、「1 農業振興地域の農用地区域への編入」1番から3番までの3件について、各案件とも土地改良事業を施工するため、農用地区域への編入を申請するものです。</p> <p>続いて25頁、「2 農業振興地域の農用地区域からの除外」1番から6番までの6件です。圃場整備事業を伴わない1番から4番までの転用は、30頁以降に位置図及び土地利用計画図を添付したので併せてご覧ください。</p> <p>1番は、現在、アパートに居住している申請者が、家族が増えて手狭であることを理由に一般個人住宅を建築するため申請農地を農振地域から除外するものです。</p> <p>申請農地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため、第1</p>

種農地となりますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、許可は可能です。

2番は、申請農地の近隣でさく井業を営んでいる申請者が、不足しているさく井資材（揚水管等）の保管場所を確保するため、申請農地を農振地域から除外するものです。

申請農地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため第1種農地となりますが、申請に係る土地の周辺の地域において業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、許可は可能です。

3番は、申請農地の所有者である申請者が、近くの屋根外壁板金業を営む業者から資材置場兼駐車場として利用したいと要望があったため申請農地を貸し付けるため、農振地域から除外するものです。

申請農地は、周囲を住宅等に囲まれた広がりがない農地であるため、農地区分は第2種に該当し、転用可能です。

4番は、土木建築業を営んでいる申請者が、会社から2キロほど離れた場所に重機や資材を保管しており、利便性が悪いことから隣接農地を取得し、資材置場兼駐車場として利用するため、申請農地を農振地域から除外するものです。

申請農地は、周囲を住宅等に囲まれた広がりがない農地であるため、農地区分は第2種に該当し、転用可能です。

5番は、島田上新田地内の共同墓地が、駐車場がなく遠方にあり、不便な状態であることから、圃場整備事業の創設換地で共同墓地用地を確保するため、申請農地を農振地域から除外するものです。

土地改良法による非農用地を計画に定められた用途に供することから、許可は可能です。

6番、木島地内のゲートボール場が、個人所有地であることから、圃場整備事業の創設換地で木島町内会がゲートボール場用地を確保するため、申請農地を農振地域から除外するものです。

土地改良法による非農用地を計画に定められた用途に供することから、許可は可能となります。

今後の予定ですが、県知事の変更同意を得た後、来年5月に公告予定です。その後に農地法の転用申請の予定です。

続いて26頁から29頁まで、「3計画変更」番号1番から23番までの23件です。

	<p>38 頁に新旧対照表を添付したので合わせてご覧ください。</p> <p>1 番から 9 番までは、「団農業水路等長寿命化・防災減災事業のうち防災減災対策」事業など、各事業を実施するにあたり採択の前提条件として、「農業振興地域整備計画」に事業として掲載する必要があるため、追加するものです。</p> <p>10 番から 15 番までは、「農業競争力強化農地整備（ほ場）」事業など、各地区の計画変更で、内容は議案に記載のとおりです。</p> <p>16 番から 23 番までは、「農業競争力強化農地整備（ほ場）」事業など、各地区において事業完了に伴い、「農業振興地域整備計画」から削除するものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
議長	25 頁、番号 2 番ですが、この場所は過去に現地調査した農地でしょうか。
(事務局) 橋立	はい。違反転用状態であったことから、以前に土地所有者、町内会長、隣接者と一緒に現地確認した場所です。この度、ようやく申請されたものです。
高島委員	26 頁、番号 5 番ですが、墓地は、元々なかったのでしょうか。
(事務局) 橋立	現在、墓地はありますが、遠方であり、更に駐車場もないことから、ほ場整備に合わせて共同墓地を整備する計画です。
金子委員	26 頁、番号 6 番ですが、ゲートボール場は、元々なかったのでしょうか。
(事務局) 橋立	ゲートボール場はありましたが、個人所有地を借りている状態であったことから、ほ場整備に合わせて整備し、木島町内会が所有する計画です。
議長	他に質問等がないので、採決に入ります。
	議案第 3 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。議案第 3 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、原案のとおり同意することに決定します。
	<議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>
議長	議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定 75 件、利

	<p>用権移転 5 件、所有権移転 4 件を上程します。</p>
議長	<p>はじめに、所有権移転、番号 593 番から 596 番までの 4 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>40 頁、議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転、番号 593 番から 596 番までの 4 件を説明します。</p> <p>所有権を移転する土地は、4 件、田 69 筆 42,268.39 m²、畑 1 筆 204 m²です。</p> <p>番号 593 番の譲受人は、法人の構成員であり、46 頁、番号 547 番で法人への貸付を同時に行うものです。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>続きまして、利用権設定、番号 513 番から 587 番までの 75 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>41 頁から 52 頁まで、利用権設定、番号 513 番から 587 番までの 75 件を説明します。</p> <p>利用権を設定する土地は、3 年以内 18 件、3 年超 6 年以内 12 件、6 年超 10 年以内 45 件、合計 75 件、田 231 筆 343,710.82 m²、畑 2 筆 306 m²です。</p> <p>番号 517 番及び 539 番は、面積が小さいことから使用貸借で設定するものです。</p> <p>番号 547 番は、取得した農地を所属する法人に貸し付けるものです。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>続きまして、利用権移転、番号 588 番から 592 番までの 5 件のうち、金子委員関連の番号 590 番から 592 番までの 3 件を除く 2 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>53 頁、利用権移転、番号 588 番及び 589 番の 2 件を説明します。利用権を移転する土地は、田 8 筆 21,505 m²です。</p> <p>これらの案件は、旧借手にとって耕作不便な農地を申請農地の周辺を耕作している新借手に利用権を移転することに伴い、農地の集約化を図るものです。</p>

	<p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>続きまして、金子委員関連の番号 590 番から 592 番までの 3 件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案に関連します金子委員は退席をお願いします。</p> <p>(金子委員 退席)</p>
議長	<p>それでは事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>53 頁、金子委員関連の番号 590 番から 592 番までの 3 件について説明します。</p> <p>利用権を移転する土地は、田 3 筆 15,077 m²です。</p> <p>旧借手の労力不足に伴い、一部の農地の利用権を新借手に移転するものです。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないので、金子委員関連の番号 590 番から 592 番までの 3 件を原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、金子委員の退席を解除します。</p> <p>(金子委員 復席)</p>
議長	<p>金子委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められたので、お知らせします。</p> <p>それでは、採決に入ります。</p> <p>議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>

	(「異議なし」の声あり)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第4号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
議長	<p><議案第5号「農用地利用配分計画案に係る意見について」></p> <p>議案第5号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定3件、権利の移転3件を上程します。</p> <p>はじめに、権利の設定、番号72番から74番までの3件について、事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>54頁、議案第5号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定、番号72番から74番までの3件を説明します。</p> <p>権利を設定する土地は、期間10年10か月3件、田37筆21,130㎡です。</p> <p>この案件は、先月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の第3項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>続きまして、権利の移転、番号75番から77番までの3件について、事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>56頁、権利の移転、番号75番から77番までの3件です。</p> <p>いずれの案件も経営を移譲することに伴い、権利を息子に移転するものです。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の第3項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第5号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意する</p>

	<p>ことに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 5 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに決定します。</p>
議長	<p>次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。</p> <p>(中郷区駐在室分の議案)</p>
議長	<p><報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」></p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7108 番の 1 件を報告します。事務局の説明を求めます</p>
(中郷区) 野坂	<p>1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7108 番の 1 件の届出書を受理したので、報告します。</p> <p>受理した 1 件は、合意による解約であり、返還後の利用計画については、「他者に貸付」です。関連議案は 9 頁、番号 7206 番に記載のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないので、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、1 件を承認します。</p>
議長	<p><議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」></p> <p>議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、「1 計画変更」番号 1 番の 1 件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(中郷区) 野坂	<p>2 頁、議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、「1 計画変更」番号 1 番の 1 件について説明します。</p> <p>3 頁に新旧対照表を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>番号 1 番は、「農業生産基盤整備開発計画」として、事業を実施するにあたり、採択の前提条件として、「農業振興地域整備計画」に事業として掲載する必要があるため、追加するものです。</p> <p>以上です。</p>

議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、原案のとおり同意することに決定します。</p>
議長	<p><議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定29件を上程します。</p> <p>利用権設定、番号7179番から7207番までの29件について、事務局の説明を求めます。</p>
(中郷区) 野坂	<p>5頁から10頁まで、議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、番号7179番から7207番までの29件を説明します。</p> <p>内訳は、利用権を設定する土地、3年以内18件、3年超6年以内10件、10年超1件、田76筆125,564㎡です。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決定することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請するこ</p>

	とに決定します。
議長	<p><議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」></p> <p>議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の移転 1 件を上程します。</p> <p>権利の移転、番号 7112 番の 1 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(中郷区) 野坂	<p>12 頁、議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の移転、番号 7112 番の 1 件を説明します。</p> <p>耕作の利便性の向上のため、すでに当該地区で耕作している新借手に権利を移転し、集約化するものです。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	異議なしと認めます。
議長	議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに決定します。
議長	次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。 (板倉区駐在室分の議案)
議長	<p><報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」></p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7555 番から 7559 番までの 5 件を報告します。事務局の説明を求めます</p>
(板倉区) 上原	<p>1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7555 番から 7559 番までの 5 件の届出書を受理したので報告します。</p> <p>受理した 5 件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、</p>

	<p>「他者へ売却予定」4件、「他者へ売却」1件です。 関連議案は備考欄に記載のとおりです。 以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、5件を承認します。</p>
議長	<p><議案第1号「農地法第3条許可申請について」> 議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号7504番の1件を上程します。 事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上原	<p>2頁、議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号7504番の1件を説明します。 譲渡人の離農により、これまでの耕作人に売買を打診しましたが断られたため、了解を得られた申請農地に隣接する農地を耕作している譲受人に売買するものです。 なお、譲受人は83歳と高齢ですが、56歳の息子が主に耕作を担っています。 別紙「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業等常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしていると判断しました。 以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。 議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>
	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p><議案第2号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」> 議案第2号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、「1計画変更」番号1番及び2番の2件を上程します。 事務局の説明を求めます。</p>

<p>(板倉区) 上原</p>	<p>3 頁、議案第 2 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、「1 計画変更」1 番及び 2 番の 2 件を説明します。</p> <p>4 頁に新旧対照表を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>番号 1 番は、「農業生産基盤整備開発計画」として、事業を実施するにあたり採択の前提条件として、「農業振興地域整備計画」に事業として掲載する必要があるため、追加するものです。</p> <p>番号 2 番は、「農用地等保全整備計画」事業の当該地区において事業完了に伴い、計画から削除するものです。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第 2 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 2 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、原案のとおり同意することに決定します。</p>
<p>議長</p>	<p><議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定 10 件、所有権移転 8 件を上程します。</p> <p>はじめに、所有権移転、番号 7689 番から 7696 番までの 8 件について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>(板倉区) 上原</p>	<p>6 頁及び 7 頁、議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転、番号 7689 番から 7696 番までの 8 件を説明します。</p> <p>内訳は、所有権を移転する土地、田 30 筆 61,782 ㎡、畑 12 筆 1,824 ㎡です。</p> <p>いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>

議長	<p>続きまして、利用権設定、番号 7679 番から 7688 番までの 10 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上原	<p>8 頁から 10 頁まで、利用権設定、番号 7679 番から 7688 番までの 10 件について説明します。</p> <p>内訳は、利用権を設定する土地、3 年以内 3 件、3 年超 6 年以内 1 件、6 年超 10 年以内 6 件、合計 10 件、田 26 筆 53,049 m²です。</p> <p>新規案件の 7682 番と 7685 番はこれまで自作されていましたが、労力不足により担い手に貸付するものです。</p> <p>同じく新規の 7686 番は、これまで小作していた農業者が利用権満期に併せて返還したため、別の担い手に貸付するものです。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
議長	<p>次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。</p> <p>(清里区駐在室分の議案)</p>
議長	<p><議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」></p> <p>議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、「1 計画変更」番号 1 番から 12 番までの 12 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(清里区) 近藤	<p>1 頁、議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、「1 計画変更」番号 1 番から 12 番までの 12 件を説明します。</p> <p>3 頁に新旧対照表を添付したので、併せてご覧ください。</p>

	<p>番号1番から6番までは、「農業生産基盤整備開発計画」として、事業を実施するにあたり、採択の前提条件として、「農業振興地域整備計画」に事業として掲載する必要があるため、追加するものです。</p> <p>7番は、「農業競争力強化農地整備（ほ場）」事業の計画変更で、内容は議案に記載のとおりです。</p> <p>8番から11番までは、事業の種類の変更に伴い、計画から削除するものです。</p> <p>12番は地すべり対策事業完了に伴い、計画から削除するものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、原案のとおり同意することに決定します。</p>
議長	<p><議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定2件、所有権移転1件を上程します。</p> <p>はじめに、所有権移転、番号8163番について、事務局の説明を求めます。</p>
(清里区) 近藤	<p>5頁、議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転、番号8163番を説明します。</p> <p>内訳は、所有権を移転する土地、1件、田1筆291㎡です。</p> <p>この案件については農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>続きまして、利用権設定、番号8161及び8162番の2件について、事務局の説明を求めます。</p>

<p>(清里区) 近藤</p>	<p>6頁と7頁の利用権設定、番号8161番及び8162番の2件を説明します。 内訳は、利用権を設定する土地、期間6年1件、9年1件、合計2件、田6筆3,210㎡です。 8162番は新規案件で、農地中間管理機構を通じ、集積・集約化を図り、地域の担い手農家へ再配分するものです。 これらの案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断しました。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。 議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定したいと思いますが、異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。 議案第2号について、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
<p>議長</p>	<p>次に名立区駐在室管内の案件審議を行います。 (名立区駐在室分の議案)</p>
<p>議長</p>	<p><議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」> 議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、「1計画変更」、番号1番から3番までの3件及び「2農業振興地域の農用区域からの除外」番号1番の1件を上程します。 事務局の説明を求めます。</p>
<p>(名立区) 高橋</p>	<p>1頁、議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、説明します。 初めに「1計画変更」番号1番から3番までの3件です。 2頁に新旧対照表を添付したので、併せてご覧ください。 番号1番から3番までの3件は、いずれも「農業生産基盤整備開発計画」として、事業を実施するにあたり、採択の前提条件として、「農業振興地域整備計画」に事業として掲載する必要があるため、追加するものです。 次に「2農業振興地域の農用区域からの除外」番号1番の1件です。3頁に位置図、</p>

	<p>4 頁に利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>申請者は、現在、家族 5 人で同居し、各自が自動車をそれぞれ所有しています。</p> <p>そのため、駐車スペースが不足しており、やむを得ず路肩に駐車していることから、新たな駐車場を整備し、不足分を解消するため、申請農地を農振地域から除外するものです。</p> <p>申請農地は、周囲を住宅等に囲まれた広がりのない農地であるため、農地区分は第 2 種に該当し、転用可能です。</p> <p>今後の予定ですが、県知事の変更同意を得た後、来年 5 月に公告予定です。その後に農地法第 5 条の許可申請の予定です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、原案のとおり同意することに決定します。</p>
議長	<p><議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定 1 件を上程します。</p> <p>利用権設定、番号 9545 番の 1 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(名立区) 高橋	<p>5 頁、議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、番号 9545 番の 1 件を説明します。</p> <p>利用権を設定する土地は、期間 3 年、田 2 筆 1,779 m²です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定する</p>

	<p>ことに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します</p>
議長	<p>以上で、すべての案件の審議を終わります。</p>
議長	<p><その他></p> <p>その他に入ります。</p> <p>事務局から何かありませんか。</p>
(事務局長) 坂井	<p>(事務連絡)</p>
議長	<p>閉会に当たって上原職務代理から閉会のあいさつをお願いします。</p>
(職務代理) 上原委員	<p>(閉会のあいさつ)</p>
議長	<p>本日の農地部会を終了します。</p>